

件名	愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	まなび推進課
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
<p>【改正の概要】</p> <p>令和元年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を地方公共団体の長が管理・執行できるようになったことを受けて、地域づくりという総合的な観点から知事部局において一体的に推進していくため、この条例を改正し、同事務を教育委員会から知事部局へ移管する。</p> <p>○事務移管に伴う規定整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①愛媛県教育機関の設置等に関する条例</li> <li>②愛媛県県立博物館設置条例</li> <li>③愛媛県美術館使用料条例</li> <li>④愛媛県博物館協議会設置条例</li> <li>⑤愛媛県生涯学習センター管理条例</li> <li>⑥愛媛県総合科学博物館管理条例</li> <li>⑦愛媛県歴史文化博物館管理条例</li> <li>⑧えひめ青少年ふれあいセンター管理条例</li> </ul>	
施行日	令和2年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》 （職務権限の特例）</p> <p>第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、<u>条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。</u></p> <p>(1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	

